|  |
| --- |
| マイクロバス賃貸借及び保守契約書（案） |
|  |
| 岩手県（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）とは、マイクロバスの賃貸借及び保守について、次のとおり契約を締結する。 |
| 第１　乙は、甲に対し、その所有に係る末尾に表示する物件（以下　「契約物件」という。）を貸し付けるものとし、甲は、これを借り受けるものとする。 |
| 第２　貸借期間は、令和７年４月１日から令和８年３月31日までとする。 |
| 第３　貸借料は、　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　円）とする。  ２　第１項の賃借料は月額払とし、別に定める。 |
| 第４　契約保証金は、　　　　　円とする。 |
| 第５　乙は、ひと月の業務が完了した後、第３第２項で定めた額を甲へ請求するものとする。  ２　甲は、乙から貸借料に係る正当な請求書の提出があったときは、当該書類を受領した日から起算して30日以内に貸借料を支払わなければならない。 |
| 第６　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はそ |
| の権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。 |
| 第７　乙は、甲の指定するところにより契約物件を納入するものとする。 |
| ２　契約物件の納入に要する費用は、乙の負担とする。 |
| 第８　乙は、契約物件を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、その通知を受けた日から起算して10日以内に、契約物件が契約の内容に適合するかどうかを検査するものとする。 |
| ２　検査のために必要な費用は、乙の負担とする。 |
| 第９　甲は、契約物件を善良な管理者の注意をもって使用し、及び管理しなければならない。 |
| 第10　乙は、契約物件が常に正常に稼動できるよう、乙の負担において保守を行うものとする。 |
| 第11　甲は、自己の責めに帰すべき事由により、貸借料の全部又は一部の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき貸借料につき年2.5パーセントの割合（契約締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の財務大臣の決定する率）で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。 |
| 第12　甲は、乙がこの契約を履行しなかった場合は、遅延日数に応じ、貸借料につき年2.5パーセントの割合（会計規則第117条第１項で規定する違約金の徴収率）で計算した違約金を徴収することがある。 |
| 第13　賃貸借の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。 |
| 第14　天災地変その他の不可抗力により契約物件が滅失又は毀損したことにより使用不能となったときは、乙は、速やかにその回復措置を講じ、又は代替品を提供しなければならない。この場合において、当該回復措置又は当該代替品の納入に要する経費は、乙の負担とする。 |
| ２　前項の規定による回復措置又は代替品の提供が不可能であるときは、この契約は終了したものとみなす。この場合において、契約の終了により生じる損害は、乙の負担とする。 |
| 第15　甲は、納入された契約物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。 |
| ２　前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、貸借料の減額を請求することができる。 |
| ３　前２項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。 |
| 第16　甲は、乙がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 |
| 第17 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 |
| (１)　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。 |
| (２)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。 |
| (３)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 |
| (４)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。 |
| (５)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 |
| (６)　乙が前各号のいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。 |
| 第18　第16又は第17の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。 |
| 第19　乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。 |
| 第20　乙は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。 |
| 第21　この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。 |
| この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。 |
|  |
| 令和７年４月１日 |
|  |
| 甲　岩手県 |
| 契約担当者　岩手県立宮古商工高等学校  校　長　（校長氏名） |
|  |
| 乙　住所 |
| 会社名 |
| 職・氏名 |
| （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） |
|  |
| 物件の表示 |
| (１)　マイクロバス　２台（詳細は別紙仕様書による。） |